

県有財産への太陽光発電設備等導入事業（PPA方式／財産貸付一括導入）

特記事項調査

1 障害者リハビリテーションセンター及び同センター未利用地（PPA方式／財産貸付）

(1) 該当財産への設備導入は、以下のア～エの順番で検討を行うこと。

ア PPA方式で対象施設の屋根へ設備導入すること。

イ 該当施設の平常時の使用電力をアで導入する太陽光発電設備で発電した電力で賄うことができない場合は、PPA方式で別紙3に示す位置へソーラーカーポートを導入すること。

ウ 該当施設の平常時の使用電力をア及びイで導入する太陽光発電設備で発電した電力で賄うことができない場合は、PPA方式により、該当地へ平置きで設備導入すること。

エ 該当施設の平常時の使用電力をア、イ及びウで導入する太陽光発電設備で発電した電力で賄うことができる場合は、ウで設備導入した範囲を除いた該当地に対し、財産貸付により、平置きで設備導入すること。

(2) 該当地周辺は、障害福祉施設が集約された場所であるため、地域の障害者と連携可能な取組を検討すること。

【該当候補地周辺施設概要】

群馬県立障害者リハビリテーションセンター <https://gunma-reha.jp/>

群馬県立しらがね学園 <https://www.pref.gunma.jp/soshiki/82/>

群馬県立ふれあいスポーツプラザ <https://www.gunma-fsp.org/>

群馬県立しらがね特別支援学校 <https://shirotoke-ses.gsn.ed.jp/>

2 畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター跡地（財産貸付）

(1) 別紙4で示す県有地内にある通路は、現況の道幅に両端各0.5mを加えた幅が通行可能な程度で、事業者が通路の維持管理(草木の伐採を含む。大規模修繕は除く)を行うこと。

(2) 次の土地は地権者から県が借りている借地であるが、事業者は該当借地内の排水路の管理を行うこと。ただし、事業者が該当地の排水計画で該当排水路を使用しない場合は、排水計画が整備された後、該当排水路の管理を行う必要はない。

所在地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字烏帽子1986-2の一部

面積 119m²

位置図 別紙4のとおり

(3) 別紙4に示す三角点、電柱・支線（電気）、支線（通信）が設置されている土地は、事業予定者以外の者へ既に財産貸付しているため、賃貸借契約の対象外である。

(4) 県有地周辺にあり、これまで県が借地として利用していた土地について、事業予定者は事業用地としての利用可否も含めて検討すること。